

別紙 2 歯科診療報酬点数表

【令和 6 年10月 1 日施行】※別表第二歯科診療報酬点数表の区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注14及び区分番号 A 0 0 2 に掲げる再診料の注11の改正規定は、同年12月 1 日施行。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第 1 章 基本診療料 第 1 部 初・再診料 通則 (略) 第 1 節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 1・2 (略) 注 1～13 (略) 14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合は、<u>医療情報取得加算</u>として、月 1 回に限り <u>1 点</u>を所定点数に加算する。 15 医療 D X 推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし	別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第 1 章 基本診療料 第 1 部 初・再診料 通則 (略) 第 1 節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 1・2 (略) 注 1～13 (略) 14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合は、<u>医療情報取得加算 1</u>として、月 1 回に限り <u>3 点</u>を所定点数に加算する。<u>ただし、健康保険法第 3 条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、医療情報取得加算 2 として、月 1 回に限り 1 点を所定点数に加算する。</u> 15 医療 D X 推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし

て地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療D X推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	医療D X推進体制整備加算 1	9 点
ロ	医療D X推進体制整備加算 2	8 点
ハ	医療D X推進体制整備加算 3	6 点

16 (略)

A 0 0 1 (略)

第2節 再診料

区分

A 0 0 2 再診料

1・2 (略)

注1～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合は、医療情報取得加算として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2部 (略)

第2章 (略)

て地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療D X推進体制整備加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

16 (略)

A 0 0 1 (略)

第2節 再診料

区分

A 0 0 2 再診料

1・2 (略)

注1～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合は、医療情報取得加算 3として、3月に1回に限り2点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあつては、医療情報取得加算 4 として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2部 (略)

第2章 (略)